

引っ越し・死亡・出産のときは 14 日以内に届け出を

㊦ 役場保険年金係

職場の健康保険に加入している人とその扶養家族や生活保護受給者、後期高齢者医療保険加入者以外は、全ての人が国民健康保険に加入する必要があります。

次のことがあった場合は、14 日以内に届け出をしてください。

	ことから	持ってくる物
加入するとき	他市区町村から転入した	なし
	職場の健康保険をやめた	健康保険資格喪失証明書
	職場の健康保険の扶養家族でなくなった	
	生活保護を受けなくなった	保護廃止通知書
	子どもが生まれた	なし
やめるとき	他市区町村へ転出した	資格確認書
	職場の健康保険に加入した	資格確認書・加入した保険の資格が確認できるもの
	職場の健康保険の扶養家族になった	
	生活保護を受け始めた	資格確認書・保護開始通知書
	死亡した	資格確認書・葬儀を行った人の通帳・葬儀の領収書または会葬礼状
その他	住所・世帯主・氏名が変わった	資格確認書
	世帯が分かれたり、一緒になったりした	
	就学や施設入所などで他市区町村に住むようになった	在学証明書・在所証明書

※届け出時、本人確認ができる書類や対象者のマイナンバーが確認できるものが必要です。

就職や退職をしたときは 切り替えの手続きを

就職や退職で、自動的に健康保険が切り替わることはありません。

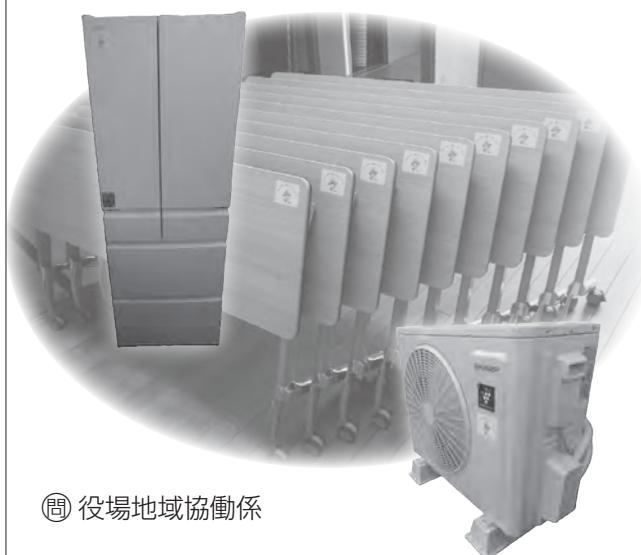
届け出が遅れると、さかのぼって保険税を請求されたり、健康保険で負担した医療費の返還請求をされたりすることがありますので注意してください。

宝くじは地域活動にも貢献 コミュニティ助成事業



宝くじの売り上げの一部は、社会貢献事業として「コミュニティ助成事業」という形で地域の活動に還元されています。今年は、この助成事業を活用してサニーニュータウン区会で次の事業を実施しました。

内容 公民館備品（エアコン・冷蔵庫・空気清浄機・長机・椅子など）の購入



㊦ 役場地域協働係

温泉で健康寿命を延ばそう 敬老祝い入浴施設利用券

高齢者の健康増進及び介護予防を図り、生きがいのある生活を支援するため、敬老の日に合わせて町内に住む 70 歳以上の人を対象に、「いちょうの湯」の入浴施設利用券を送付します。施設内には介護予防の機能を備えた「長寿の湯」や「足つぼロード」があり、入浴しながら健康増進の効果を得ることができます。

対象 8/1 時点で住民票がある 70 歳以上の人
内容 「いちょうの湯」（頃末南）の入浴施設を無料で利用できます。

利用方法 施設で利用券を提示してください。
※詳しくは 8 月下旬に発送される利用券で確認してください。

利用期間 9/1 日～ 9/3/31 日
※土曜日・日曜日・祝日の利用もできます。
㊦ 役場高齢者支援係



9月6日(日)は環境美化の日

町の環境情報を発信

環境 station

町内一斉清掃を行います。詳しい手順は各自治会で確認してください。

とき 9/6 (日) 8時～10時

※少雨決行です。雨天の場合は9/13(日)に延期します。

ごみの種類	袋の色	回収場所
もえるごみ	ピンク	ごみステーション
もえないごみ	青	各自治会指定の回収拠点
枝	透明(大)	
草	透明(大)	

※ビン・カンのごみはもえないごみの袋に入れてください。

※側溝の清掃、公園の除草や枝の剪定などを行う場合は、必ず自治会に届けてください。

※当日は各自治会配布のボランティア袋を使います。

※もえるごみは、通常のごみ収集日に回収します。

※枝、側溝の土砂の回収は後日行います。

枝と草は必ず分けて袋に入れてください

枝と草はもえるごみとして処分するのではなく、堆肥などにリサイクルする資源として活用することができます。分別に協力をお願いします。

※枝と草は、土・泥や他のごみを取り除いて別々の袋に入れてください。同じ袋に入れてしまうと、堆肥としてリサイクルができないことがあります。

※枝は袋を使わず「野積み」で回収することもできます。必ず事前に自治会に届けてください。

☎ 役場環境係



免除期間・納付猶予期間のある人は 国民年金保険料の 追納をしませんか

国民年金アラカルト

令和9年3月31日までに追納する場合の保険料額(月額)

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときと比べて、65歳から受け取ることができる老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば古い月分からさかのぼって納付できます。詳しくは問い合わせてください。

☎

▷八幡年金事務所国民年金課 ☎631-7962

▷役場保険年金係

年度	全額・法定免除・ 納付猶予 学生納付特例	一部免除		
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除
2016	1万6,850円	1万2,630円	8,420円	4,210円
2017	1万7,070円	1万2,800円	8,530円	4,260円
2018	1万6,900円	1万2,670円	8,450円	4,220円
2019	1万6,950円	1万2,720円	8,470円	4,240円
2020	1万7,070円	1万2,800円	8,530円	4,260円
2021	1万7,110円	1万2,830円	8,550円	4,270円
2022	1万6,990円	1万2,740円	8,490円	4,250円
2023	1万6,770円	1万2,580円	8,380円	4,190円
2024	1万6,980円	1万2,730円	8,490円	4,240円
2025	1万7,510円	1万3,130円	8,750円	4,380円

この広報紙は
再生紙を
使用しています。



■ 今号の特集は消防団。元々白黒の予定でしたが、この写真の迫力を町民の皆さんに届けたい！とカラーでの発行となりました。その分ページ数を極力すっきりさせるよう頑張りました。消防団の皆さんの真剣さが伝わる写真・記事になっていれば良いなと思います。快く協力してくださった消防団長・団員の皆さんにはこの場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございます。(吉川)

■ 広報の配布員さんが熱中症で配れなくなったとの知らせを受け、急遽残りの広報を配っていた時のこと。高低差のある地域とはいえ何度か配ったことがあり、地図を片手に軽快に配っていたところ、急に吐き気が。公用車に戻って横になるも、痺れて動けないうちに上司に迎えに来てもらいました。配布員さんの日ごろのご尽力にあらためて感謝するとともに、熱中症の予防について一層周知していきたいと思いました。(松崎)

編集後記